

第50回規制改革会議終了後記者会見録

- 1．日時：平成27年10月15日（木）16:00～16:27
- 2．場所：中央合同庁舎第4号館2階共用220会議室

司会 それでは、本日開催されました第50回規制改革会議の内容につきまして、岡議長からブリーフィングさせていただきたいと思えます。

それでは、議長、よろしく願いいたします。

岡議長 皆さん、お待たせしました。

本日、第50回の規制改革会議が行われました。今回の会議には総理、官房長官初め、関係閣僚の皆さんにも御出席いただきました。

本日の会議の議題は二つございました。最初の議題が「規制改革会議の進め方」、二つ目が「規制改革ホットラインの集中受付」についてで、中身は皆さんのお手元の資料1と資料2の内容でございます。本件につきましては、各委員の皆さんの御賛同を得まして、原案どおりで決定いたしました。

内容については、後ほど御質問があればお答えしたいと思えますが、その決議の後、私の方から、今期の規制改革を進めていくに当たっての基本的な考え方を若干述べさせていただきます。

まず1点目は、私ども規制改革会議としては二つの柱で進めていきたいと考えておりますと、最初の柱は、内閣が進めようとしている政策の実現につながるような規制改革あるいは阻害要因があればそれを取り除く規制改革ということであります。もう一つは、規制改革ホットラインに個人、企業、団体からたくさんの御要請が届くわけですが、これらをしっかり受け止めて規制改革を行っていくという二本柱で今期もやっていきたいと申し上げました。

1本目の柱の内閣の進める重要施策を実現するあるいは阻害要因を取り除く規制改革という意味合いから、当面、本会議では四つのテーマで審議を進めていきたいと申し上げております。その四つとは、資料1の2ページから3ページに書いてあります4項目でございます。多様な働き方を実現する規制改革、「ローカル・アベノミクス」推進のための規制改革、シェアリングエコノミーを推進するための規制改革、インバウンドの急増を見据えた規制改革、この四つを当面、本会議で審議していきたいと申し上げました。

二つ目に、健康・医療、雇用、農業、投資促進等、地域活性化という5つのワーキング・グループを既に立ち上げておりますが、このワーキング・グループにおいても、先ほど申し上げた二本柱の考え方に立って、精力的に取り組んでいただくことにしておりますということでもあります。

3点目に申し上げたことは、以前から私どもが「改革の総仕上げ」と称して、大変重要視しているわけですが、規制改革会議が答申し、閣議決定で実施計画が決まりますが、そこで終わりではなくて、それが始まりであります。このような考え方で前期も、それまでの間に実施計画として決まった全ての項目をフォローアップしたわけでありまして、今期も同様に全ての案件をしっかりとフォローアップしていきます。特にそのうち重点的にフォローアップする項目を22項目選びました。これは資料1の最終ページに記載のとおりでございます。それぞれの改革のもともとの狙いがしっかりと実現するまで貫徹されるまで、我々はフォローアップしていきます。実施計画に基づいて法案等が改正されたということで終わりではなく、改正された法案のとおり施行されているのかということや、その改革のもともとの狙いが我々が狙ったとおり成果が上がっているかどうかということももしっかりフォローする。項目によって多少のばらつきがあるかもしれませんが、私どもとしては、そういう思いでフォローアップをしていきます。それを我々は「改革の総仕上げ」と呼んでいるのでありますということも今日の会議で申し上げました。

最後に、この規制改革というものは政治のリーダーシップなくしては成果が上がらないということでありまして、したがって、私どもとしては、政治のリーダーシップをしっかりと発揮していただいて、成果を上げていこうということと、もう一つ、6月の答申のときに総理から「規制改革に終わりなし」という言葉をいただきました。私どもはその言葉に沿って、これからも規制改革を進めるに当たっては、地道に、粘り強く、しかし、確実に成果を上げていく、というような形で取り組んでいきたいということをお話させていただきました。

その後、甘利大臣、石破大臣からの御発言をいただき、最後に総理のお言葉をいただいたわけですが、会議の冒頭、規制の担当大臣になられた河野大臣から御挨拶をいただいたことも補足させていただきます。新大臣ということで、規制改革を進めていく上で大臣としてしっかりとやっていくという大変熱い御挨拶をいただきました。

最後の総理の言葉は、皆さんにも聴いていただいたかもしれませんが、とにかく終わりなき規制改革をしっかりとやっていただきたいという趣旨のお言葉をいただきました。私としては、今期も総理のリーダーシップを大いに期待して規制改革会議を進めていきたいと思っております。

以上が私からの今日の会議のポイントの御報告でございますので、これからは皆さんからの御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

記者 細かい点で恐縮なのですが、本会議の4項目のうちシェアリングエコノミーなのですが、これは来年6月の答申までの間というのは、シェアリングエコノミーの中でも民泊サービス一つで6月までの間が終わってしまうのか、あるいはほかのものにも踏み込むのでしょうか。

岡議長 皆さん御存じのように、民泊については国家戦略特区が先行して話が進んでおります。特区でやっているものを突破口にして、我々は全国展開ベースの話を進めて行く

わけであります。安念座長の地域活性化ワーキング・グループでも既にいろいろ議論を進めていただいておりますが、とりあえず民泊に着手しようということでヒアリング等も進めております。今の御質問に対して、来年の6月までは民泊だけで終わるかということでもありますけれども、私は民泊だけにとどまることなく、シェアリングエコノミーというのは非常に幅広いテーマでございますので、民泊以外のテーマについてもぜひチャレンジしていきたいと思っております。

記者 民泊以外のもので既に議長が念頭に置いておられる項目が何かあれば御紹介いただけますか。

岡議長 民泊以外にも対象はいろいろあるということは知識として持っておりますけれども、そのうちどれを取り上げていくのかということについては、現在、私の頭にはございません。

記者 民泊以外の全く別のシェアリングエコノミー。

岡議長 民泊以外ですね。シェアリングエコノミーそのものの考え方としては、例えば自動車関係とか、ほかにもいろいろなものが対象になっているわけではありますが、その中で、規制改革会議として民泊の次に何をやるかについてはこれからの検討課題となっております。私自身も次に何をやるかということを経験の中で決めたわけではございません。

記者 不勉強で恐縮ですけれども、自動車というのはシェアリングエコノミーとしては具体的にどういうことがテーマになりますか。

岡議長 よく言われるのは、ウーバーというような形で、普通の車をみんなでシェアリングしていく。場合によっては、それでお客のサービスまでできるようにする考え方も、シェアリングエコノミーの考え方としてはあると了解しておりますが、まだそれを取り上げるかどうかについては決まっております。

司会 ちょっと補足をよろしゅうございますか。

前回の第49回の本会議の資料でもそういう事例、どういうものがあるかというものは示させていただいておりますが、会議の資料に自動車関係で入っておりますのは、今、議長から話がありましたが、あれはその資料の中ではライドシェア、一緒に乗るといったもの。もう一つはカーシェアというもので、一つの車をみんなで分け合って使っていく。この二つが前回の資料の中では入っております。その他もろもろ世の中にはあるのかもしれませんが、会議の資料としてはそういうことを提示しております。

記者 ありがとうございます。

岡議長 実は、本日、規制改革会議の直前に産業競争力会議が行われたわけですが、産業競争力会議の中でも何人かの委員から、やはりもっともっとインターネットやITを活用することによってシェアリングエコノミーを拡大していくべきではないかというような発言がかなり出ておりました。シェアリングエコノミーに対する関心は非常に高いものなのだなということを私自身、産業競争力会議に出て感じましたので、我々規制改革会議の中でも、シェアリングエコノミーを成功させるためにどのような規制改革が必要なの

か。今、御質問をいただいたように、シェアリングエコノミーといってもいろいろなものが対象になるわけでございますので、そのうち何を取り上げるのかについては、正にこれからの我々のテーマだと考えております。

記者 2件お願いいたします。

まず、四つのテーマのうち、シェアリングエコノミーは民泊があるのですが、ほかのものでもし具体的な事例がありましたら教えていただきたいのと、2点目がフォローアップについて、遅れていたり、進んでいないものに対してどうアプローチしていくのかを教えてくださいいただければと思います。

岡議長 本会議案件とした四つのテーマについて、具体的にこの項目を検討していこうということについてはまだ決まっておりません。正にこれからでございます。非常に大きなテーマを本会議案件としたのですが、テーマによってはワーキング・グループと連携しながらやるものも多分出てくるのだろうと考えております。ワーキング・グループで審議を進めながら、必要に応じて本会議に上げてくることになると思いますけれども、具体的な項目としてこれをやっていこうということについてはこれからの議論になります。

フォローアップについては、その項目によってポジショニングがいろいろあるのです。例えば、まだ法律改正もされていない案件はその法律改正のプロセスをじっくり見ながら、必要に応じて所管省庁に来てもらって、今、どのような形で検討が進んでいるのですかという形でフォローアップするものもあれば、もう法案はできましたというものについてはこれから実施、運用段階に入っていくものについては、どのようにやっていくのですかということをお聴く。さらにもう実施、運用がかなり進んでいる案件は成果がどのように上がっていますかというものもある。個々の項目それぞれのポジション、ポジションで私どものフォローアップの仕方に多少差があるのだと思います。

一つ具体例で申し上げますと、農地中間管理機構がございます。これは私どもの規制改革会議の重要テーマの一つである農業の中で、魅力のある農業、競争力のある農業、若い人が入ってくるような農業、そういう農業にするための一つの要素として、農地の集約、集積、大規模化、それによって機械化が進む、IT化が進むという狙いから、農地の集約をするために農地中間管理機構というものを作ろうという形で法律ができ、各都道府県に農地中間管理機構が設置され、昨年の春から実際に動き出しているわけです。どれくらい集約したのかについて定期的に我々はヒアリングをして、もっとこう改善してほしいという意見もそういう場で述べている、というような形のフォローアップでございます。

繰り返しになりますが、我々が答申して閣議決定された実施計画の項目ごとのポジション、法令化に向けて検討を進めているポジション、法令化できてこれから施行しようとしているポジション、あるいは、既に施行されたけれどもその運用がうまくいっているのかどうかとか、フォローアップというのは、そのような形で項目ごとのポジション、ポジションで違ってくるのかなと思っています。

中には、我々が求めた実施計画に沿った措置が行われて進んでいるのだけれども、もっ

ともっと幅を広げるとか、程度を上げるとかということで、追加の要望をしていくものもフォローアップの中には出てくる可能性もあるのかなと思っていますので、そういう意味では、御質問いただいて大変よかったですのですが、同じフォローアップと言っても、いろいろな取り組み方があるということをぜひ御理解いただければと思います。

記者 議長の方から最初にありましたけれども、政権の方針にのっとってということなのですが、今回、改造後に政権の方で1億総活躍社会というものを打ち出していますが、今回の四つのテーマのうちの一つ目にある多様な働き方というところが関連してくるかなと思うのですが、その辺りのテーマ設定と1億総活躍社会との関連性がもしあれば。

岡議長 私は産業競争力会議の議員でもありますので、そこでも発言をしましたが、安倍内閣の重要施策の実現にかかわる規制改革という意味で、安倍総理が先般打ち出された「強い経済」を作るためという切り口と「1億総活躍社会」という切り口については、私どもとしては、言葉そのものは使っていませんけれども、「一人一人の国民が一層活躍できるような社会につながる」という言い方をしております。

そのための一つが、今、御質問にありましたように、多様な働き方について、魅力のある選択肢を増やすことが必要なのだろう。それが実現できれば、一人一人が働くことを通じて生活水準が向上するとか、豊かな生活ができるとか、あるいは生産性が向上するとか、その結果、経済成長につながっていくとか、そのようなイメージで多様な働き方の規制改革に取り組もうとしております。今の御質問に対してストレートにお答えすれば、正に多くの国民、総理の言葉を使えば、男性も女性も、老いも若きも、あるいは障害を持っている方も、それぞれの皆さんが一步前に進んで活躍できるような未来社会といったものを目指しているのだというのが「1億総活躍社会」の中身ではないかと私は受け止めているのです。したがって、私どもの多様な働き方の規制改革というのは正にそこにつながるものかなと。いろいろな働き方が選択肢として与えられることによって、働く意思のある全ての方が活躍できる社会を目指した改革にしていきたいと考えております。

記者 働き方の改革となると、既にさきの国会で労働基準法の改正であるとか、派遣法もありましたけれども、先ほどの質問でまだテーマが個別には決まっていないということだったのですが、何か働き方改革に想定されるものがあれば。

岡議長 既に多様な働き方に関連した公表されている規制改革会議から配付した資料がございます。一つは、どういうイメージあるいは全体像でこのテーマに取り組むのかということです。これについては触りの部分を私が口頭で説明させていただきました。もう一つのペーパーはそのような全体像の下で具体的にどのような改革をするのかということです。これは2枚目のペーパーに過去既に私どもが取り組んできたもの、例えば派遣法改正もその一つだと思いますけれども、それと、これから取り組むテーマを1枚紙に出しております。それをぜひ見ていただければと思いますが、それを具体的にどのようなやり方で進めていくかについてはこれからの検討課題であります。このようなテーマが考えられるということについては、ぜひそれを御覧いただければと思います。

記者 もしよろしければ、最後に重ねてになりますが、来年6月に向けての意気込みを。

岡議長 冒頭申し上げましたように、私は今日の会議で議長としての考え方を述べさせていただいたわけでありまして、最後の方で「規制改革に終わりなし」という総理の言葉に沿って、規制改革というのは、決して派手なものではございませんので、地道に、粘り強く、しかし、しっかりと成果を上げていく。そのような形で取り組んでいきたいと思っています。私のみならず、15人の委員の皆さんが同じ気持ちで、大変精力的にやっていくぞとお願いしております。今期も過去3期同様、精力的に取り組んでいきたいと思っていますし、私は今の政権のリーダーシップの下では、かなりの成果が期待できるのではないかと考えております。

記者 ついでになってしまいますが、去年ですと医療改革とか、農業改革とか、我々からすれば目玉のようなものがあつたのですが、そういう意味で、今回、議長のお勧めは何ですか。

岡議長 それは、今日の4テーマがそれぞれ時間との勝負もありますので、どこまで範囲を広げて、どこまで掘り下げていくかについては、まだ今日の時点では申し上げられませんが、今の御質問に対しては、私はこの四つのテーマそれぞれが患者申出療養をはじめとした医療改革、農協改革あるいは先ほどの農地中間管理機構の設立などの農業改革と等しいぐらいの大きさといえますか、重さがあるのではないかと考えております。

記者 ありがとうございます。

司会 それでは、よろしゅうございますでしょうか。

では、本日の記者会見を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

岡議長 どうもありがとうございました。